

# 太子町子ども読書活動推進計画（概要）

## 第1章 子どもの読書活動について

### 1. 子どもの読書活動の意義

子どもにとって絵本や物語を読んでもらうことは楽しい経験であり、読書が楽しいものであるという感覚を育みます。「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、その基本理念で、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」と明記しています。

一方、子どもを取り巻く環境は急激に変化し、インターネットやスマートフォンなどの影響で、読書から遠ざかる子どもが増えています。子どもたちにとって、人生をより豊かに、幸せに生きていく力を養うために、読書はより一層重要なものになっていると考えます。

### 2. 子どもたちの現状（アンケート結果から）

町内4小学校と2中学校の各学年1クラスの子どもたちと、4幼稚園の5歳児の保護者にアンケート調査を実施した結果、幼児や小学校低学年の子どもの多くは、本を読んだり読んでもらうのが好きで、楽しいと回答しています。しかし、高学年になるにつれて「嫌い、どちらかという嫌い」という子どもが増加していきます。嫌いな理由は、外遊びやTVやゲームのほうが楽しいというほかに、読書そのものや、感想文が苦痛と感じる、が多くなっていきます。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 策定の経緯と目的

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、各自治体に「子ども読書活動推進計画」の策定に努めるよう求めています。太子町では、国や県の動向をふまえて、子どもの読書を支えるために図書館と学校・園、家庭や地域が連携して活動していくことを目的として、「太子町子ども読書活動推進計画」を策定します。

### 2. 計画の対象と期間

対象は、概ね18歳以下のすべての子どもと、子どもの読書活動の推進に関わる保護者、学校・園関係者、ボランティア、行政関係者などとし、期間は2019（平成31）年度から2023年度までの5年間で、必要に応じ見直しを行います。

### 第3章 子ども読書活動推進のための取組

子どもの読書活動を支える場として、家庭、地域、学校・園、図書館を挙げ、それぞれでどのような取組がされており、そこにどのような課題があるのかをアンケートや意見交換により読み取りました。そのうえで、今後どう改善していけるかを考えました。

今後の取組として、家庭では親子でともに本を楽しむ時間をもつ、ゲーム、スマートフォン等の使用ルールを決める、地域では、学校、園で活動する読み聞かせボランティアの研修に力を入れる、学校・園では、学校図書室の充実、保護者への啓発、図書館では、これまでの活動を継続するとともに、図書館を利用したことのない人を惹きつけるような企画、情報発信につとめる、等が挙げられています。

### 第4章 子ども読書活動の啓発・広報の推進

「子ども読書の日」などにおける事業の実施と、啓発・広報の推進

- ・4月23日の「子ども読書の日」や10月27日の「文字・活字文化の日」を中心に、関連機関と連携協力し、子どもの読書活動の推進に力を注ぎます。
- ・子どもの読書の意義や必要性を認識してもらう啓発活動を行い、家庭・学校・地域・関係機関などが一体的に読書を推進させるネットワークを構築します。
- ・1日の中でわずかな時間でも読書する習慣が身につくよう、さまざまな機会に、読書推進の周知・啓発に努めます。

#### (1) 図書館における啓発・広報

- ・図書館ホームページ、フェイスブック、館報「書窓」、広報たいしを通じて、図書館利用を促進します。
- ・おはなしの時間・絵本の時間開催と、ブックスタートを実施します。
- ・保育園・幼稚園・小学校への訪問や、小・中学校への推薦図書リスト配布などにより、子どもたちに読書の楽しさを伝えます。
- ・読書講演会や研修講座を開催し、すそ野を広げる活動に取り組みます。

#### (2) 保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校などにおける啓発・広報

- ・学校園の通信や読書講演会開催などを通して、子どもたちや保護者に読書の楽しさを伝えます。